

令和5年度 第7回規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)検討要請項目の現状と対応策

[illegible]

令和5年度 第7回規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)検討要請項目の現状と対応策

[illegible]

令和5年度 第7回規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)検討要請項目の現状と対応策

[illegible]

令和5年度 第7回規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)検討要請項目の現状と対応策

[illegible]

令和5年度 第7回規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)検討要請項目の現状と対応策

所管省庁への検討要請日								所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける取組方針
番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
24	令和8年6月23日	令和8年7月16日	行政書士における訴訟交渉や契約締結などの代理行為が可能であることの確立1	行政書士が法第1条の4第1項第3号に契約その他の書類を代理人として作成できるとして平成14年7月1日から改正施行されている。 他の法律に制限されないことから、行政書士が裁判外では、依頼者の継続・書面作成・訂正・修正・提出などの代理行為が可能であることの確立1 このことを、弁護士、行政書士、一般国民が明確に分かるように法律の改正あるいは通達等で確立していただきたい。	弁護士法第3条で定められた業務範囲と、無資格者が行えないとされる弁護士法第72条の射程範囲は大きく異なるにもかかわらず、弁護士は、弁護士が業務にできる範囲を他者が行うことが非行為だとし、違背者まで出ているのが現状である。 例えば、先の退職代行業者も有名なところである。 しかし、法制度について、弁護士費用を付けないものが相手方と交渉すると自体、請求すること自体が何らの法に触れるものではないにも関わらず、弁護士は一律に触れるという考え方を持ち、国民の権利の実現を妨げ、弁護士費用においては相手方2万円、報酬4万円などの高額な費用が懐くことから、多くの国民がいきなりや、支払わなくても良い交渉をかわられていく。訴訟にも何の関与も要してしまいうる自体が発生しているものである。 この考え方は日弁連が提議している事件性不要とに基づくものであり、弁護士会および弁護士は採用している。しかし、日弁連や弁護士会や弁護士には法令解釈能力がなく、つまり、弁護士は日弁連の解釈に拘束されること一切なく、まして国民が解釈を出すことのできない日弁連の解釈基準を付与されておらず、国民は受けざるを得ない。 解釈基準を示すことができるのは憲法第1条に基づき、最高裁または下級審であって、このような判例がなければ、行政通達、通達、告示等と行政機関の定める公権解釈の効をいつめることができます。 学説や、論文や、実務解説などは一定の説得性があっても国民が納得しないものなら有効になるに過ぎません。	個人	訟務省	行政書士法第1条の3第1項において「行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類…その他権利義務又は事実証明に関する書類…を作成することを要する。」と規定されており、同法第1条の4第1項第3号において「前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他の書類を代理人として作成すること。[支掌]とすることが出来るもの」とされています。ただし、この業務を行うこと他者の法律において制限されているものについては、業務を行うことができます。	行政書士法第1条の4第1項第3号	対応不可	行政書士法第1条の4第1項第3号については、平成13年の改正により、弁護士法第72条の規定が争訟性のない契約代理について弁護士以外の者が行うことを禁じているものでないことを前提に、行政書士が代理人として契約その他の書類を作成することができるとしたものであり、「代理人として」とは、「契約等について代理人として」のことであり、民事契約代理を行政書士の業務として位置づけるものではないが、行政書士が業務として契約代理を行い得るものも含むものであると解釈されます。 なお、行政書士法第1条の4第1項で、「行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務をすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。」とされているとおり、他の法律で制限されている業務を行うことはできず、制限される業務範囲についてはそれぞれ法律の定めとなることとなります。 行政書士の業務の範囲については、これまでも議員立法により制定・改正されてきたことから、ご提案については、国会における幅広い議論が必要であると考えています。
25	令和8年6月23日	令和8年7月16日	行政書士における訴訟交渉や契約締結などの代理行為が可能であることの確立2	行政書士が法第1条の4第1項第3号に契約その他の書類を代理人として作成できるとして平成14年7月1日から改正施行されている。 他の法律に制限されないことから、行政書士が裁判外では、依頼者の継続・書面作成・訂正・修正・提出などの代理行為が可能であることの確立2 このことを、弁護士、行政書士、一般国民が明確に分かるように法律の改正あるいは通達等で確立していただきたい。	すなわち、日弁連は、独立して上級行政機関がなければ、公権解釈を出すことができないのに、「日弁連」という組織が事件性不要説を唱えるから弁護士会や弁護士が退却しているところである。 これによって、何らかの法問題が起るだけで、一律に「非行為」と騒ぎ、本来、非行為に該当しない行為そのものも違背者まで出ているのが現状であり、由々しき事態でございます。 また、弁護士がターゲットにする企業としては行政書士が挙げられます。 これは行政書士が、行政書士法第1条の3第2項で制限されているものに関しては業務とできないという条文から、裁判官が、他の法律で制限していない企業と見なされ「非行為」で、弁護士と同じように包括的な業務範囲を持つためです。 行政書士は、依頼者の代理人として、相手方と協議を持ち、例えば交通事故であれば過失割合や損害賠償額などの交渉つまり訴訟交渉ができ、和解契約を締結することもでき、その内容を当事者にすることができ、不行為や、不法行為などにおいても争訟行為と見なされることもあります。 これは行政書士法第1条の4第1項第3号に「代理人」として作成することができるとしており、この文言の意味は民法上の任意代理人と同様と考えられ、委任契約に基づいて法律行為を行うことができるのである。 このことは行政書士会や弁護士会に何らの規定がないからと、行うことができると思われています。 一方、弁護士は、この行政書士の行為を一律に非行為だと主張して、時に違背者まで出ており、行政書士は本来できる業務を行うことで違背を避けたい、憂慮しています。	個人	訟務省	番号24「行政書士における訴訟交渉や契約締結などの代理行為が可能であることの確立1」の回答をご参照ください。			
26	令和8年6月23日	令和8年7月16日	行政書士における訴訟交渉や契約締結などの代理行為が可能であることの確立3	行政書士が法第1条の4第1項第3号に契約その他の書類を代理人として作成できるとして平成14年7月1日から改正施行されている。 他の法律に制限されないことから、行政書士が裁判外では、依頼者の継続・書面作成・訂正・修正・提出などの代理行為が可能であることの確立3 このことを、弁護士、行政書士、一般国民が明確に分かるように法律の改正あるいは通達等で確立していただきたい。	行政書士が、審議してしまうことで、国民は先にも述べたように高額な費用を出して、弁護士に依頼して数年に亘る裁判を終わらねばならない事態に陥ってしまいます。 その支払いができない国民も多数おり、不必要な金銭支払いや、泣き寝入りさせざるを得ないということが発生しているのがございます。 弁護士が、一律に「非行為」と主張する法的根拠が一体、どこにあるのでしょうか。 弁護士法第3条で定められた業務範囲と、無資格者が行えないとされる弁護士法第72条の射程範囲は大きく異なるにもかかわらず、弁護士は、弁護士が業務にできる範囲を他者が行うことが非行為だとし、違背者まで出ているのが現状である。 例えば、先の退職代行業者も有名なところである。 しかし、法制度について、弁護士費用を付けないものが相手方と交渉すると自体、請求すること自体が何らの法に触れるものではないにも関わらず、弁護士は一律に触れるという考え方を持ち、国民の権利の実現を妨げ、弁護士費用においては相手方2万円、報酬4万円などの高額な費用が懐くことから、多くの国民がいきなりや、支払わなくても良い交渉をかわられていく。訴訟にも何の関与も要してしまいうる自体が発生しているものである。 この考え方は日弁連が提議している事件性不要とに基づくものであり、弁護士会および弁護士は採用している。しかし、日弁連や弁護士会や弁護士には法令解釈能力がなく、つまり、弁護士は日弁連の解釈に拘束されること一切なく、まして国民が解釈を出すことのできない日弁連の解釈基準を付与されておらず、国民は受けざるを得ない。 解釈基準を示すことができるのは憲法第1条に基づき、最高裁または下級審であって、このような判例がなければ、行政通達、通達、告示等と行政機関の定める公権解釈の効をいつめることができます。 学説や、論文や、実務解説などは一定の説得性があっても国民が納得しないものなら有効になるに過ぎません。	個人	訟務省	番号24「行政書士における訴訟交渉や契約締結などの代理行為が可能であることの確立1」の回答をご参照ください。			
27	令和8年6月23日	令和8年7月16日	行政書士における訴訟交渉や契約締結などの代理行為が可能であることの確立4	行政書士が法第1条の4第1項第3号に契約その他の書類を代理人として作成できるとして平成14年7月1日から改正施行されている。 他の法律に制限されないことから、行政書士が裁判外では、依頼者の継続・書面作成・訂正・修正・提出などの代理行為が可能であることの確立4 このことを、弁護士、行政書士、一般国民が明確に分かるように法律の改正あるいは通達等で確立していただきたい。	しかしながら、弁護士法で明らかに文言が違うことから、射程範囲が著しく異なるものと考えるのが合理的です。 先にも述べたように、法律の条文を解釈し出す機関が出たものが日本では効力を持つものであり、日本が導き出した解釈基準はあくまでも一解釈にすぎず、説得性がなく、国民が納得しないものから到底採用するとはできないものであります。 では、具体的にこの「非行為」として事件性とは何を意味しているのかを説明します。 最高裁は、「同条(以下)に『その他』の法律事件」とは、同条に明示されている訴訟事件、非訟事件、審判事件、審議事件、再審請求事件などに限らず、当事者間で法律上の権利義務が争点に争われ、又は疑義があり、その私的紛争による解決のついでに、若しくは、その解決が社会に利益となること、権利や義務、利益、損害などについて、法的手段を以て、その解決を計ること必要であるか、又は、そのおそれのある事件をいうと解するのが相当である」という解釈を示しています。 法律家は、「例えば列挙されている訴訟事件その他の具体的な例に準ずる程度に法律上の権利義務に関して争いがあり、あるいは疑義を惹き出すものである」と、言い換えれば、事件性というに含みない範囲にないが底流したものであることを要するとしております。 つまり紛争性がある程度成熟して顕在化しているものであれば、法第72条の規制の対象になるけれども、そうでない場合は、つまり事件性が無い場合には法第72条の規制の対象にはならないという解釈を示しています。	個人	訟務省	番号24「行政書士における訴訟交渉や契約締結などの代理行為が可能であることの確立1」の回答をご参照ください。			

令和5年度 第7回規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける 協賛方お
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
28	令和8年6月23日	令和8年7月16日	行政書士における訴訟交渉や契約締結などの代理行為が可能であることの確立	行政書士が法第1条の4第1項第3号に契約その他に関する書類を代理人として作成できるとして平成14年7月1日から改正施行されている。 他の法律に制限されないことから行政書士が裁判外では、依頼者の代理人として相手方と協議・交渉・締結・書面作成・訂正・修正・提出などの何れかの行為をも含む契約代理権が付与されておりす。 このことを、弁護士、行政書士、一国民衆が明確に分かるように法律の改正あるいは通達等で確立していただきたい。	この最高裁判所令和6年7月14日第1小法廷判決は有例変更とされており、リードイングケースとなっております。 また、先に触れた法律者の解釈は平成15年法曹制度検討会における法務省次官官司法法制部司法法制課の黒川課長が答弁しているものであって論議範囲に属しており、これはまさしく、司法院、行政府における公権解釈であり、効力をもつものであります。 ということは、最高裁判所や法務省の公権解釈がある以上、日弁連の解釈は全く効力はありません。 これが事件性必要説の考え方でありす。 上記までに述べたことで、弁護士法第72条の非行為の考え方については解釈も含めて明らかになったと思います。 次に、行政書士が訴訟交渉ができる、契約締結ができる、代理人となれるといったところに関して、もう少し深掘りして説明しておきます。 行政書士は、行政書士法第1条の3第1項に基づき官公署に提出する書類の作成、権利義務または事実証明に関する書類の作成を独占業務としております。 そして法第1条の4第1項第3号について代理人として作成することができるとしております。 この代理人と言うのはそもそも書類を代わりを書くことは代理人にんはならず、事実行為にすぎません。 条文に代理人として、人という文字を取って加えられたことから、法律行為を代理することができからこそ代理人であるといえます。	個人	総務省	番号24「行政書士における訴訟交渉や契約締結などの代理行為が可能であることの確立1」の回答をご参照ください。				
29	令和8年6月23日	令和8年7月16日	行政書士における訴訟交渉や契約締結などの代理行為が可能であることの確立	行政書士が法第1条の4第1項第3号に契約その他に関する書類を代理人として作成できるとして平成14年7月1日から改正施行されている。 他の法律に制限されないことから行政書士が裁判外では、依頼者の代理人として相手方と協議・交渉・締結・書面作成・訂正・修正・提出などの何れかの行為をも含む契約代理権が付与されておりす。 このことを、弁護士、行政書士、一国民衆が明確に分かるように法律の改正あるいは通達等で確立していただきたい。	この点について、総務省自治行政局行政課の二瓶博昭氏が平成13年9月に行政書士法の一部改正についてと論文を出しており、その条文解釈を地方行政646号92ないし96ページに掲載されており次の解釈を示しております。 「「ここという代理人として」とは、契約等についての代理人としての意であり、直接契約代理を行政書士の業務として位置づけるものではないが、行政書士が業務として契約代理を行い得るという意味を含むものであると解される。」という解釈を示しています。 「またこの規定により、行政書士は契約書に代理人として署名し、契約文書の修正等を行うことができることとなる。」という解釈を示しています。 つまり、行政書士が、依頼者の代理人として、先に例示したように交通事故における過失割合や損害賠償額の交渉などから訴訟交渉、不実行為や不法行為に基づく慰謝料請求などは何れも権利義務に関する書類に当たるのです。 よするに、行政書士が、過失割合や損害賠償額を付した書類＝権利義務に関する書類を作成するためには、必然的に相手方と協議を持ち、交渉し、和解契約を締結して、和解契約書を作成しなければ成立しないということになります。 行政書士にとって、書類を作成するのには必要不可欠な行為といえます。 内容証明を作成するものも行政書士にとっては権利義務に関する書類の作成の一つであります。 慰謝料請求の意思を依頼者の代わりに作成して示す行為は認められておるところでございます。 そうであれば、国民の権利利益の実現を図ることができないからです。	個人	総務省	番号24「行政書士における訴訟交渉や契約締結などの代理行為が可能であることの確立1」の回答をご参照ください。				
30	令和8年6月23日	令和8年7月16日	行政書士における訴訟交渉や契約締結などの代理行為が可能であることの確立	行政書士が法第1条の4第1項第3号に契約その他に関する書類を代理人として作成できるとして平成14年7月1日から改正施行されている。 他の法律に制限されないことから行政書士が裁判外では、依頼者の代理人として相手方と協議・交渉・締結・書面作成・訂正・修正・提出などの何れかの行為をも含む契約代理権が付与されておりす。 このことを、弁護士、行政書士、一国民衆が明確に分かるように法律の改正あるいは通達等で確立していただきたい。	そして、この二瓶氏の論文は、本来、行政通達・通知でないものの、行政書士法第1条の4第1項第3号所定の代理人と、つまり行政書士に契約代理が認められるという解釈は5年以上に亘って反論されているものでなく、肝心の総務省も否定しておらず、先月、総務省自治行政局行政課に電話を入れて確認したところ、総務省としてもこの見解を採用しており、広く一般に周知徹底されており、北海道行政書士会では、行政ほっかいどうという15月刊誌において平成13年に二瓶氏の論文全文が掲載されております。 さらには神奈川県行政書士会では、行政書士の手引きにこの論文の先に私が提示した部分を引用して説明をされております。 このように総務省の解釈が、行政通達ではなく、論文と言う形で出されることが、総務省の場合は多いので形式上は公権解釈ではないが、実質的には上記の理由から、公権解釈として考えてよいとされています。 これまでに、弁護士法の解釈、行政書士法の解釈を示したところでございます。 これらのことから、行政書士は裁判に準らないまでも、当事者間に話し合いの余地があるのであれば、依頼者の代理人として、相手方と協議を持ち、交渉を行い、契約を締結して、そのことを書面にするといった法律行為をなすことができるが、国民に知られるものではないことから、非行為に当たらず、行政書士法上の代理人の文言から民法の代理と併列して事に当たることができるかと解するのが相当であると思うのです。	個人	総務省	番号24「行政書士における訴訟交渉や契約締結などの代理行為が可能であることの確立1」の回答をご参照ください。				
31	令和8年6月23日	令和8年7月16日	行政書士における訴訟交渉や契約締結などの代理行為が可能であることの確立	行政書士が法第1条の4第1項第3号に契約その他に関する書類を代理人として作成できるとして平成14年7月1日から改正施行されている。 他の法律に制限されないことから行政書士が裁判外では、依頼者の代理人として相手方と協議・交渉・締結・書面作成・訂正・修正・提出などの何れかの行為をも含む契約代理権が付与されておりす。 このことを、弁護士、行政書士、一国民衆が明確に分かるように法律の改正あるいは通達等で確立していただきたい。	もしも相手方が、行政書士の関与を拒む場合、あるいは交渉が難航した場合、相手方が責任そのものを真っ向から否定している場合などは、もはや裁判でしか解決が難しいという状態になるので、先に触れた最高裁判例に基づき、弁護士法所定の法律事件に該当するのだから、行政書士は許諾して、ご本人の意向により、ご本人が継続して交渉を行うから、弁護士に委任して裁判を受けるという状態になるかと思っております。 もちろん、ご本人の意向によっては、行政書士は許諾した上で弁護士に連携するなどして、事件問題の解決に寄与するべきところであると思います。 以上のとおり、行政書士は、裁判に準る前までの間で、私的自治での解決ができる段階であるならば、依頼者の代理人として、協議、交渉、締結、作成、提出、訂正、修正、相手方からの質問に対する回答の意思表示などの一連の行為を行うことができると、今までに述べたことから書くことができるのであるが、ここまで述べるとに実に5800文字以上、書く必要はないのである。 ぜひとも、国民の権利利益の実現のために、弁護士法、行政書士法のどちらかに明確に示すか、あるいは解釈基準として裁判に判例や行政書士法を所管する法務省の公権解釈が示しているものだからこそ、通達などを取って、確立していただく。 弁護士法は、裁判でしか解決ができないほど当事者間で揉めてしまっていることが顕著になっているという高度な蓋然性がある事件のみ解算官の関与を拒む非行為と扱うべきことを確立してもらいたい。	個人	総務省	番号24「行政書士における訴訟交渉や契約締結などの代理行為が可能であることの確立1」の回答をご参照ください。				

令和5年度 第7回規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)検討要請項目の現状と対応策

[illegible]

令和5年度 第7回規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)検討要請項目の現状と対応策

[illegible]

令和5年度 第7回規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)検討要請項目の現状と対応策

[illegible]